

## 事業対象市町村 窓口一覧

《事業対象は、地域振興五法指定市町村、市町村基金造成市町村又は棚田地域等※》

※棚田地域等：下記市町村の中で主傾斜1/20以上の農地が全農地の1/2以上を占める地域が対象。

市町村	担当課	TEL	市町村	担当課	TEL
名護市	農林水産課	0980-53-1212	糸満市	農村整備課	098-840-8136
国頭村	農林水産課	0980-41-2122	豊見城市	農林水産課	098-850-5305
大宜味村	産業振興課	0980-44-3232	八重瀬町	土木建設課	098-998-2623
東村	農林水産課	0980-43-2208	南城市	田園整備課	098-917-5358
今帰仁村	経済課	0980-56-2256	与那原町	まちづくり課	098-945-7244
本部町	農林水産課	0980-47-2412	南風原町	産業振興課	098-889-4163
恩納村	農林水産課	098-966-1202	久米島町	産業振興課	098-985-7134
宜野座村	産業振興課	098-968-8565	渡嘉敷村	観光産業課	098-987-2333
金武町	農林水産課	098-968-2645	座間味村	産業振興課	098-987-2312
伊江村	農林水産課	0980-49-3161	粟国村	経済課	098-988-2258
伊平屋村	農林水産課	0980-46-2002	渡名喜村	経済課	098-989-2066
伊是名村	農林水産課	0980-45-2004	南大東村	産業課	09802-2-2037
うるま市	農水産整備課	098-923-7622	北大東村	経済課	09802-3-4033
沖縄市	農林水産課	098-929-3307	宮古島市	農村整備課	0980-79-7812
読谷村	農地活用推進課	098-982-9215	多良間村	土木建設課	0980-79-2127
北中城村	農林水産課	098-935-2260	石垣市	むらづくり課	0980-82-1518
中城村	産業振興課	098-895-2163	竹富町	農林水産課	0980-82-3116
西原町	産業観光課	098-945-4540	与那国町	まちづくり課	0980-87-3580

**実施を希望される団体は、まずは各市町村の窓口にご相談ください。**



## 沖縄県 連絡先一覧

本庁/各地域出先機関	担当課	TEL
本庁	村づくり計画課	098-866-2263
北部農林水産振興センター	農業水産整備課	0980-52-3383
中部農林土木事務所		098-894-6525
南部農林土木事務所		098-867-2886
宮古農林水産振興センター	農林水産整備課	0980-72-2365
八重山農林水産振興センター	農林水産整備課	0980-82-2342

## ふるさと農村活性化基金事業

～農地や土地改良施設の利用を基本とした地域活動を支援します～



沖縄県農林水産部村づくり計画課

ふるさと農村活性化基金事業のホームページはこちら→

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/shigoto/nogyo/1010441/1010448/index.html>

## ふるさと農村活性化基金事業ってどんな事業なの？

土地改良施設及びその周辺の農地での、

- 「ひとづくり」につながる活動や、
- 農地が持つ役割を守る活動や、
- 地域の魅力を発信する活動など に対し支援します。

## だれが応募できるの？

地域振興五法指定市町村、基金造成市町村又は棚田地域等\*で、

- 土地改良区、NPO、自治会など地域共同活動団体

※本事業対象市町村等については、裏表紙（p.12）をご確認ください。

※過去にこの事業を活用した団体も、事業終了後2年経過していれば、応募することができます。

※「おきなわ、ふるさと百選」に認定された団体については、審査ポイントが加算されるため、他の団体より優位になります。

## 事業費はどのくらいなの？

- おおむね年間100万円未満です（4年目以降は、年間50万円以内）。

※対象外経費があります。詳しくは、p.10-p.11をご覧ください。

※応募数によっては、採択されない場合や要望した金額を下回る場合があります。

## どんな活動に使えるの？

たとえば・・・

- 地域の農地・土地改良施設及び拝所等周辺の草刈り・泥上げ等の環境整備活動や、植栽等の景観形成活動
- 地域の子ども達を対象とした農業体験活動
- 農業に根差した地域の伝統行事・伝統文化の継承活動
- 地域の農地や農産物等を活用した都市住民との交流イベント・・・等に活用できます。

※p.6-p.9に地域活動の例を掲載しています。

## ふるさと農村活性化基金を活用した地域活動支援以外の取組み

### ●「沖縄、ふるさと百選」の認定

農山漁村は、厳しい自然環境の中にありながらも、そこに住み、暮らす人々の知恵と努力によって、生産と生活が一体となった豊かな景観を育んできた地域であり、また、都市住民にとっても、「癒やし」と「安らぎ」を与えてくれる魅力ある地域でもあります。

そのため、このような多面的機能を有する農山漁村の持つ魅力を県民に広く紹介し、農山漁村に対する理解を進めるために、「沖縄、ふるさと百選」として認定し、農山漁村の活性化に役立てるものです。

「沖縄、ふるさと百選」では、農林水産業と関わりを持ち、地域が誇れる魅力ある農山漁村を形つくる「ふるさとづくり」を以下の3部門において認定しています。

- ①集落部門：人々の生活、地域の特色等が反映され調和が取れていると認められる地域
- ②生産部門：生産基盤の保全、新しい生産活動等が周辺環境と調和していると認められる地域
- ③交流部門：農山漁村の祭り、イベント、生業体験等を通じまちと村の交流があると認められる地域

※認定の対象は「ふるさとづくり」を5ヶ年以上行っている地域団体です。



- 令和5年度 集落部門 認定  
糸満市 糸満市字武富自治会  
「和合の拝みと伝統がつなく武富のふるさとづくり」

### ●農福連携の取組み

農福連携は、農業と福祉が連携し、障害者等の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに障害者等の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組であり、年々高齢化や農業従事者の減少、耕作放棄地の増加が進む中山間地域においても農業現場での貴重な働き手となることや、障害者等の生活の質の向上、ひいては地域住民活動の多様な展開促進による地域活性化が期待される重要な取組みです。

令和3年度以降、本基金を活用し、県内の農福連携の実態把握、普及啓発、人材育成等に取り組んでいます。



農福連携技術支援者育成研修



農福連携推進検討会



## 沖縄県中山間地域ふるさと農村活性化基金とは

農地や土地改良施設は、農業生産に資する機能を有するとともに、生活基盤や自然・文化資源としての役割を果たすなど多様な公益的機能を有しており、このような機能を良好に発揮させるためには、農地や土地改良施設の利活用に係る地域住民の共同活動の活性化を図ることが重要です。

中山間地域においては、過疎化、高齢化等の著しい進行により、地域の活力が低下しつつあり、この活性化を図ることが農政上の重要な課題となっていることから、農地や土地改良施設の利活用を基本とする地域住民活動の多様な展開を促進することにより地域の活性化を図ることが重要です。

沖縄県では、平成5年度に、国の「ふるさと・水と土保全対策事業（ふる水基金）」を活用して「沖縄県中山間地域ふるさと農村活性化基金」を創設し、その運用益で地域活動の支援を行ってきました。また平成10年度からは「ふるさと・水と土保線推進事業（棚田基金）」を併せて活用し、平成12年度までに計7億7,110万円の基金を造成しました。

平成30年度からは、運用益に加えて基金を一部取り崩して年間の予算規模を拡大することで、基金の有効活用に努めています（令和5年度末現在基金残高：7億4,600万円）。

### ●農業・農村の有する多面的機能



出典：農林水産省「農業・農村の有する多面的機能」

[https://www.maff.go.jp/j/nousin/noukan/nougyo\\_kinou/](https://www.maff.go.jp/j/nousin/noukan/nougyo_kinou/)

## 手続きはどうすればいいの？

※各手続きの時期については、おおよその目安です。

★書類作成前に、まずは市町村窓口にご相談！（※裏表紙〔p.12〕参照）

活動実施前年度

### ①応募書類を市町村に提出

9月20日頃

・応募書類（申請様式+計上している費用の見積書等）を揃えて市町村担当窓口へ提出。市町村で確認後、各地域の県出先機関担当窓口へ提出。

### ②事業採択ヒアリング・審査

10～3月頃

・活動計画等について沖縄県村づくり計画課によるヒアリングを実施。その後、沖縄県ふるさと農村活性化推進委員会により審査及び採択決定。

### ③採択決定

4月頃

・県村づくり計画課から市町村を経由して実施地区決定を通知。

### ④委託契約締結

採択決定後

・申請した活動について、活動団体と県出先機関（各地域を所管する県農林水産振興センター又は農林土木事務所）との間で委託契約を締結。

### ⑤活動実施

契約締結後

・計画に基づいて活動を実施。変更等があれば都度市町村担当窓口及び県出先機関窓口へ報告・相談。

### ⑥活動完了報告を市町村に提出

～2月末

・定められた様式により活動内容を報告。内容は、活動状況（写真含む）及び支出経費の報告。

### ⑦委託契約精算・支払

～3月末

・委託契約に基づく県出先機関による完了確認検査を経て額の確定、その後精算払。

### ⑧実績発表会での報告

8～11月頃

・前年度の活動実績について、発表会の場で報告。

活動実施年度

活動実施翌年度

申請に必要な様式は、県村づくり計画課のホームページからダウンロードできるよ！

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/shigoto/nogyo/1010441/1010448/1025804.html>



## 対象経費について

※詳細は事業申請時に市町村窓口又は各地域の  
県の窓口（裏表紙〔p.12〕）にお問い合わせください。

### 調査旅費

活動のため必要な旅行に要する経費です。最も経済的な路線で最低限の費用のみ認められます。

### 普通旅費

地域リーダー等に支払う旅費です。

### 費用弁償

団体外部の方に支払う旅費です。

### 具体的には・・・

- 普通旅費
  - ・ 地域外の研修や、先進地視察等参加に係る旅費
- 費用弁償
  - ・ 講師・研究者招致に係る旅費 etc...

### 諸謝金

活動に伴い役務の提供等によって受けた利益に対する代償をいいます。講演会や講習会、研究会等の講師謝礼等が該当します。

### 具体的には・・・

- ・ 作業機器のオペレータ代（活動団体に免許保持者がいない場合等）
- ・ 講演会・講習会等の講師謝礼 etc...

### 委託費

活動の一部を他の団体又は特定の者に委託して行わせる場合に、その反対給付として支出する経費です。

### 具体的には・・・

- ・ 地域の環境整備活動のうち、機器操作に特殊な免許が必要等の理由から、自力で実施不可能な部分のみを専門業者に委託する場合の委託費 etc...

### 《ご注意ください》

対象経費に含まれる経費であっても、他事業の補助金等と重複する支出や、汎用性の高い物品（下記の例を参照）の購入等は認められません。

例）コピー用紙や文房具、机、椅子、パソコンソフト等の事務用品等

## 地域活動の例（令和5年度実施地区〔八重山地区〕）

▼パクチー播種準備（久部良中PTA）



▼地域名所めぐり（崎枝）



久部良中学校PTA（与那国町）

久部良地区学校農業体験活動

崎枝公民館（石垣市）

崎枝集落の伝統文化と伝統行事の継承



八重山地域

伊原間公民館（石垣市）

伊原間集落の伝統行事を通じた繋がりづくり



▲イタシキピラ（獅子舞）（伊原間）

与那国小学校PTA（与那国町）

与那国小学校農業体験活動



▲稲刈り作業体験（与那国小PTA）







▼防風林の植樹活動（美ぎ島GN）



美ぎ島グリーンネット（宮古島市）

花と緑に包まれた美ぎ島宮古づくり



宮古地域

保良自治会（宮古島市）

地域の「和」を守りつなげる地域活動



▲生産者日曜日（保良）

地域活動の例（令和5年度実施地区〔宮古地区〕）

調査事務費

通信運搬費

活動に伴う文書や物品を送付する際の切手代や小包輸送費等です。

需用費

活動に伴う物品の取得に要する経費で、その効用が比較的短期に消費される性格の経費です。消耗品\*費、燃料費、食糧費、印刷製本費があります。

会場使用料

イベント等で会場を借用する際の費用です。冷房・音響等の付帯設備の使用料も必要最小限の範囲で認められます。

賃借料

活動に伴い、団体の通常活動で使用しない機器等を借用する際の費用です。

その他

上記以外にも必要最小限の範囲で認められる経費があります。

具体的には…

- 通信運搬費
  - ・講演会等の講師への依頼状・礼状等の送付に係る切手代
- 需用費
  - ・環境美化活動のための種苗、軍手、スコップ等の消耗品費
  - ・作業機器の燃料費
  - ・熱中症対策としての水やミネラル補給用飴等の食糧費
- 会場使用料
  - ・地域イベントのチラシ印刷代
- 会場使用料
  - ・会議室やイベントスペースの使用料
- 賃借料
  - ・作業機器のリース代
- その他
  - ・地域イベントを実施する場合のイベント（レクリエーション）保険料
  - ・活動経費の振込手数料 等

\*消耗品の範囲

本事業において、消耗品とは、県の財務規則に準じ、一回又は短期間の使用によって消耗され又はその効用を失うもの並びに備品の形状及びその性質を有するもので一品\*1の取得価格\*2又は取得見積価格が3万円に満たないもの並びに活動に必要な書籍、図鑑等で一品の取得価格又は取得見積価格が1万円に満たないものをいいます。

一品の取得価格又は取得見積価格が3万円以上のものについては、備品扱いとなり、県の財産として登録が必要なため、本事業では購入を認めておりません。これに該当する物品については、リースによる対応を検討してください。

※1 一品：1つのものとして機能するもの。

※2 取得価格：その物品の購入代価とその物品を事業の用に供するために直接要した費用。また、引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税などその物品の購入のために要した費用も含む。

地域活動の例（令和5年度実施地区〔沖縄本島地区〕）



▲農道の枝打ち（伊豆味）

伊豆味区（本部町）

伊豆味地区農道の管理及び親水公園の環境維持活動



▲イペーの植樹（崎本部）

崎本部区（本部町）

文化的資源の保全とイペー植樹による後世に受け継ぐ農村ふれあいづくり



▲綱引き（武富）

武富自治会（糸満市）

武富地域の美化活動と伝統文化の継承



兼城自治会（糸満市）

兼城地域の美化活動と伝統文化と伝統行事の継承

◀納涼まつり（兼城）

▼枝の伐採作業（為又）



為又区（名護市）

為又区環境保全活動

▼排水路の土砂撤去（喜如嘉）



喜如嘉区（大宜味村）

喜如嘉区の伝統芸能及び地域住民活動等を通じた農村環境の保全

天仁屋区（名護市）

天仁屋地区環境保全活動



▲コスモスの種まき（天仁屋）

北部地域



中部地域

伊計自治会（うるま市）

豊年祭と耕作放棄地活用や地域産農作物による地域活性化



▲麦刈り体験（伊計）

真栄平自治会（糸満市）

真栄平地域の美化活動と史跡・文化の継承



◀耕作放棄地を活用した子ども農場（真栄平）

